

市民協働条例調査特別委員会

(平成26年2月6日)

○ 樋口博己委員長

ご参集いただきましてありがとうございます。それでは、ただいまから市民協働条例調査特別委員会を開催させていただきたいと思います。

先回、たくさんの宿題をいただきまして、まず、その宿題のご回答を、正副の案をお示しさせていただきながら進めてまいりたいと思います。

傍聴者の方、お一人おられます。

資料の確認ですが、資料1は先回、1月23日に出された主な意見をまとめたものであります。資料2が、前回ご依頼いただきました逐条解説の正副の案ということで、資料3におきましては、中森委員から資料の要求があった、他市の財政支援制度等の資料でございます。そして、資料4、資料5は、これは笹岡委員ですか、四日市市協働委託事業の応募要項と委託事業の一覧ということになっています。

資料はよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口博己委員長

それでは、早速、まず、資料2のほうですけれども、前回の委員会での意見を踏まえて訂正した逐条解説の案について、事務局から説明をさせていただきますので、その後、皆様からご意見賜りたいと思います。

それでは、事務局のほうから、お願いします。資料2のほうでお願いします。

○ 岡田議会事務局主幹

おはようございます。済みません、座って失礼いたします。

資料2の前回の委員会での意見を踏まえ訂正した逐条解説というのを見ていただいて、あと、資料1の1月23日委員会が出された主な意見、こちらのほうも参考に見ていただきたいと思います。

まず、前文の逐条解説についてですが、2段落目、修正案ではNPOという言葉が読み取れないので、NPOという言葉をも明示すべきではないか。第2条の市民活動の団体の定

義と合わせるべきではないか。老人会などほかにもまちづくりを行っている団体はあるので、そちらも入れるべきではないかといったような意見と、あまり文言を変え過ぎてしまうと、前文本文の2段落目との整合が取れなくなるのではないかという意見が出されました。2段落目を読み上げます。

市内では自治会や地区社会福祉協議会、老人会、PTA等がまちづくりを支えています。また、NPO、ボランティア団体等の地域に根差した市民協働を進める活動も大きな広がりを見せていますと、このように修正させていただきました。

続きまして、第2条です。ページをめくっていただいて。

1行目の明確な定義が必要なものについて定義という形で、定義という言葉が二つ出てまいりますので、そちらのほうを訂正させていただきました。読み上げます。この条例でよく使用する用語の意味を明確にしています。このように修正させていただきました。

続きまして、地縁団体の解説の「町内会」という表現は本市ではあまりしないのではないかとということと、地区社会福祉協議会を入れてはどうかというご意見がございましたので、地縁団体のところを、町内会というのを消して地区社会福祉協議会という言葉を入れさせていただきました。

続きまして、NPOの定義のところを和訳を入れてはどうかということでしたので、非営利組織という言葉を追加させていただきました。あと、このNPOの定義に関しまして、正副で協議したところ、地縁団体とボランティア団体というのは広い意味でNPOと捉えられる可能性がありますので、NPOの解説のところ、最後のところに法人格を有するものと言いますというふうに少し訂正をさせていただきました。

続きまして、ボランティア団体の解説のところ、個人の自発的な意思によりという箇所の前に、参加するという言葉を入れてはどうかというご意見ございましたので、そのように、参加する個人の自発的な意思によりという、参加するという言葉を追加させていただきました。

続きまして、有償ボランティアの考え方を整理したほうがよいのではないかという意見がございましたけれども、ここで有償ボランティアというものを定義付けるわけではありませんので、原則として無償でという文言を削除したほうが広く捉えられていいのではないかとご意見でしたので、原則として無償でという言葉を削除させていただきました。

あと、第2条の条本文本なんですけど、この条文自体を議論したことがあったかというご意見ございましたけれども、こちらの、特に第2条第3項のアの教化育成という言葉は

一般的なのかどうかというご質問もございました。まず、教化の読み方なんですけれども、広辞苑で調べた結果なんですけれども、一般的には、「キョウカ」と読むと。仏教用語では「キョウケ」と読むということにして、このアのところでは一般的な宗教のお話ですので、「キョウカ」と読むのが一般的ではないかということです。

あと、この、ア、イ、ウの文言なんですけれども、こちら、資料2のめくっていただいた3ページに特定非営利活動促進法の第2条の抜粋がございます。こちらの定義のところ、第2項のイ、ロ、ハというところの、特にイのところ、こちらにも教化育成という言葉は入ってまして、このイ、ロ、ハを参考にこの文言つくられていると思いますので、特にこれにだけ使ったというわけではないということです。

2条については以上です。

続きまして、4ページの第6条なんですけれども、第6条のところ、3行目、この四日市市民協働促進条例の制定はこの趣旨を反映するものですが、さらに、市議会としてはどうかというご意見がございました。こちらのほう、正副で協議したところ、解説全体でちょっと内容が重複しているところもございましたので、3行目のこの四日市市民協働促進条例においても、その趣旨を汲み、市議会はというふうに、以下を削除という形で訂正をさせていただきました。

続きまして、5ページ、第7条です。

こちら、2行目のところ、事業とともに、事業所の従業員が市民活動に参加しやすくするよう支援するなどしてというふうに訂正したらどうかというご意見ございました。あと、事業者が市民活動を支援するという具体例を挙げてはどうかというご意見がございましたので、今から読み上げるように訂正させていただきました。本市内に営業所や工場などを有する事業者は、地域社会の一員として、市民活動が公共の場で果たす役割の重要性を理解し、施設・設備の提供、資金援助などのほか、従業員の市民活動への参加に配慮するなどというふうに訂正させていただきました。

続きまして、6ページの第8条です。

1段落目は、市民協働における市の役割を市民自治基本条例からの流れを踏まえて記述してはどうかというご意見ございましたので、1行目を読み上げます。市は、市民の皆さん等の市民活動に関する満足度を高めるためというふうな言葉を追加させていただきました。

2段落目につきまして、市の職員の役割を記述してはどうか、市職員も積極的に市民活

動に参加するよう促すべきではないかといったご意見や、下から2行目、何々を削るとともに、積極的な市民活動への参加を促すなど、その重要性をとしてはどうかというご意見がございましたので、2段落目を、また、市職員は、市民活動が公共の場で果たす役割の大きさを理解し、本市における市民活動を持続的に発展させるために、市民として市民活動に主体的、積極的に参加するよう努め、市民協働を促進しなければなりません。このため、市は市職員に対して市民協働についての啓発や研修等を実施し、その知識や能力の向上を図るとともに、積極的な市民活動への参加を促すなど、その重要性を認識させる必要がありますというふうに訂正させていただきました。

続きまして、7ページです。

第9条のところですが、拠点の整備は市民活動全体の拠点か、個別団体への拠点かというご意見ございました。こちら、ケース・バイ・ケースだと思うので、誤解のない表現、文言にすればよいのではないかという意見がございましたので、こちら、3行目の交流を初めとする市民活動団体という言葉削除させていただきました、交流の拠点となる活動場所の提供というふうにさせていただきました。

続いて、8ページの第11条です。

こちらは、計画の策定について、委員会の意見を聞く必要があるかどうか、条文にも書いていないのだから、広く捉えるためにもあえて記述する必要もないのではないかという意見がございましたので、下から2行を削除させていただきました。

続きまして、第9ページです。

第14条についてですが、3行目の、コピー機・印刷機といったという具体的な文言は削除してはどうかということでしたので、削除させていただきました。

あと、地区市民センターも解説に入れてはどうかというご意見がございました。現在の地区市民センターは拠点とはなっていないと思うが、今後のことを考えてというのであれば入れてもよいと思う。また、遊休化する既存公共施設の有効活用という文言に疑問があるというご意見ございましたので、遊休化する既存公共施設という言葉削除させていただいて、最後に、なお、地区市民センターの使用について、市民活動団体がその地域と連携した市民活動を行う場合は、四日市市地区市民センター条例第7条の規定の適用を受けることができるものとします。参考として、四日市市地区市民センター条例第7条の条文を載せてあります。

このように修正させていただきました。説明としては以上です。

○ 樋口博己委員長

先回いただきました宿題についての正副の案ということでまとめさせていただきました。なお、これ、少しイレギュラーで、第9条の議論をしたときに第14条と関係するということで、第14条を議論させていただいていますが、第11条までご意見いただいています。ですから、今、改めて正副案をご議論いただいた後に第12条からご意見をいただきたいと、このように思っておりますので、まずは先回のご議論いただいた上での改めての修正案について、ご意見をいただきたいと思いますが、ご意見のある方は。

○ 加納康樹委員

正副のほうでいろいろご調整をいただきありがとうございます。大筋、私としては異論はありません。いろいろと配慮していただいたと思っておりますが、1点だけ、用語の使い方で教えてほしいというのか、こんな表現あるのかなと思うのが、いただいた分で6ページ、第8条のところの解説で、市は、市民の皆さん等のという、この、市民の皆さん等という、こういう表現というのがあるのかな。何を指すのかなというのが、ここの表現だけ非常に違和感があったので、こういう表現は何なんだろう、何を指すのかなというところだけ教えてほしいなと思いました。

○ 樋口博己委員長

この表現、ちょっと、確かにおっしゃられるとおり、へりくだり過ぎているのかなという気もしますけれども。

理事者の皆さん、これ、ちょっと感想というか含めて、ご意見を。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

次長の山下でございます。

加納委員ご指摘のとおり、ちょっとくどいといいますか、市民だけでもいいのかな、市民ということで、市民等の等は、多分、通勤されている方とか、そういう方を含めての等だというふうには理解をいたしますが、皆さんまで入れることは、私どもとしても、私の意見としては必要ないのかなと感じております。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

であれば、ちょっと、市民はつながるんですけど、次長もおっしゃっていただいたような、市は、市民等の市民活動にでいいのかなという感じがしますが。

○ 樋口博己委員長

市は、市民等の市民活動に関するというような流れになるかと思います。ご異論はないのかなと思っておりますが、ありがとうございます。

他の委員の皆様でご意見ございましたら。

○ 豊田政典委員

第14条の解説、直してもらったところですけど、その修正案によると、その地域と連携した市民活動を行う場合となっている、限定されるということだと思うんですけど、それはなぜこうなったのかというところ。

○ 樋口博己委員長

この辺、少し、やっぱりいろんな議論しまして、確かに現状では地縁団体もしくは社協の皆さんが中心に地元の地区市民センターを活用いただいているのが現状だと思っています。また、この市民協働の条例を制定する中で、今後、地区市民センターもボランティア団体であるとかNPOの団体であるとか、使用する可能性も広げるべきだというような、芳野委員からの意見があったかと思っています。

ただ、それをこの条例でいいんだというふうにうたい込んでしまうと、基本的には地元の地域の皆さんが活用している中で、この文言はあるんですけど、その地域と連携したという文言にちょっと思いを込めてあるんですけど、わかりやすく言ってしまうと、例えば、ある地域の行事、NPO法人がその地域の行事にタイアップして一緒にイベントやりましょうというようなときは地域と連携するわけなので、そのNPO団体が地区市民センターを無償で借りることも、可能性もあるだろうと。ただ、それが何でもかんでもNPO団体なりボランティア団体が他地域へ行って、空いているからぼんぼんぼんと使うということには、地域との少し摩擦も起きるだろうなというような議論がありまして、この表現は非常に悩んだところではあるんですけど、そのような思いの中でこのような表現をさせていただ

きました。

しかも、最後に、この規定を受けることができるものとする。だから、可能性を示したというような意味合いです。できるんだと言ってしまうと、権利を主張されるとまた弊害がありますので、できるものとするというふうな可能性を示唆したというような文言にさせていただきます。

○ 豊田政典委員

そうなる、アンダーラインで直してもらった段落全体もそうだし、その前の段落の既存の公共施設の有効活用の検討云々というのも、何だか意味がよくわからないんですよ、ぱっと読んで。だから、前回の議論で交流拠点にとどまらず、より拡大しようという流れはわかったんですけども、そこがまだ整理できていないというか、はっきり書けないところがあるという事情は、苦勞されたのはわかるんですけど、かえってわかりにくくなっちゃったかな。できるのは何ができるんだというのが。だから、2段落目、3段落目、ちょっと再考する必要があるのかなというのを感じました。

○ 樋口博己委員長

まさしく豊田委員がおっしゃるとおり、この部分はこれまでご議論いただいて、この委員会の中で整理いただいた共通認識の上で改めての文言は考えたいと思っておりますので、これは本当に意図だけお伝えしたいという意味でつくっております。

○ 小林博次委員

大体いいんですけども、豊田委員が問題提起しておった、第14条、9ページ、例えば、この第14条の中は市民協働活性化のために拠点となる施設の充実を図ると、こう書いてあるわけね。拠点となる施設は公共かもわからんし、民間かもわからんし、上から7行目に、公共施設「等」が入ったから、これで民間もって含んで読み取れる。その次の文章で、有効活用と書いてあるんやけど、有効ではなくて活用でいいんと違うかなと思う。それと、現在も既に使っているわけで、だから、活用を検討すると書いてあるんやけど、もう活用しているので、だから、何を検討するのちちょっと、少し難しくなる。

それから、その下、ずっと読んでいくと、何か市民センターが重点になってしまうので、市民活動って個人の家を使うかもわからんし、あるいはその辺の道路使っているかもわか

らんし、だから、この解説そのものが要らんと違うかなと、そんな気がするんやけど。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

等と有効活用と、この辺の部分は、現在、なやプラザが基本的に活用されていると思いますが、消した部分の遊休化する既存施設と、ここに書き込んでしまうと、いわゆる東橋北小学校の施設であるとかをもう使うなというような限定するような意味合いがあるのではないかというようなご意見ありました。ただ、しかし、これも今後、活用は活発化する中で、例えば東橋北小学校の一部をこういう交流的なスペースとしていけるんじゃないかという余韻を残すためにこのような表現をさせていただきました。

小林委員からはもう少しわかりやすく整理したほうが良いというようなご意見。

○ 小林博次委員

もうちょっと言うと、この下の市民センターの部分は、活動のエリアが小学校区という感じで現在は捉えられて定義づけられているわけね。そうすると、小学校区の中に、例えば大谷台は市民センターないわけね。あるいはこの地域も市民センターがない、小学校区の中には。いつも怒っておるやつやな。だから、そういうところがあるので、当てはまりにくい。だから、規定がないほうが良いのかなと。

それと、遊休化した公共施設なんやけど、それを市民団体の活用で定義づけると、例えば、売って新しく建てようかと思っておるのに障害になる。だから、その時々条件、地域条件に合わせて活用したり、売却したりという、そういうことでいいのと違うかなという気がする、それだけ。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

○ 笹岡秀太郎委員

ちょっと、第14条で理事者のほうに確認したいんやけれども、地区市民センターの適用、今、ここにうたっている部分を確認させてもらってもよろしいか。

○ 樋口博己委員長

どうぞ。

○ 笹岡秀太郎委員

今の地区市民センター条例でいうと、例えばトラック協会みたいな団体があって、交通安全、四日市市の市民の命を守るための安全教育とか講習で借りようとする、ここでは使用料の減免とか免除はないんやわな。組合の事業として、それはあなたのところでやりなさいという規定で、これはずっと断られてきている。そうすると、そういう団体が名前を変えるだけで減免や免除が受けるというふうな受け取り方も出てくるのかなという気がするんやけれど、どうやろう。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

確かに笹岡委員おっしゃるように、トラック業界が運転手さんに、トラック業界のトラックの運転に係る部分の安全講習というようなものをセンターでやられる場合については、基本的には認めていないという、要するに営業目的という概念の中に入るといことで、今、認めておりません。

ですので、それについては、センターの使用の場合、資料を出していないので申しわけないんですが、基本的には団体を規定している、センターを使える団体というのを規定しているのと、もう一つは、活動そのものですね。センターを使える団体が全部減免かという、その中でも減免にならない場合もありますし、例えばバザーとか、何か物を売ったりとか、そういったことをやったりすることになれば、例えば婦人会がバザーをやるとかいう話になってくると、要するに収益事業をやろうと、その団体が、そういうことになってくると少しそれは疑義が出てきますので議論をしないといけないですが、それと、活動をほかの団体さんがやる場合は、もう活動そのもので何をするかということの内容で減免するかどうかというようなことを決めておりますので、かなりその点については明確に、私どものセンター使用のマニュアルについては、要するに減免する団体というものの規定をしております、マニュアルの中で。

あと、そこに載っていない団体さんについては、その内容、何をされるかによって、使えるか、もしくは減免もできるかどうかというようなことまで議論をさせていただいていく。というのは、この中に、実はセンターの規則の中にセンターの所管する区域内の地域

社会づくりに寄与するような活動、行事については減免の対象になりますというふうにとわかれておりますので、地区内の地域社会づくりに寄与する活動ということをやはり前提にされているということですので、それであればほかの団体、違う団体でもそういうことがあれば、今の段階においても減免はできるという規定にはなっております。わかりにくくて申しわけございませんが、そういう形でございますのでよろしくお願いします。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、ごめん、ようわからん部分があって、例えば各組合、今でいう団体がもし交通安全を守ろう、しっかり取り組んでいこうという一つの目標に向かって活動していく中で、今、減免規定はないと言っておったけど、例えば、海蔵地区内の何社かが集まって、海蔵地域の子供たちや市民の命を守るための安全教育を俺たちでやろうぜと。市のやっている交通安全対策の一つとして、市ができない部分を俺たちが補完して、そういうことの安全意識を高めていくためにこれをやろうとしたときは、今度は減免対象に、ここでいうとなってくるのかなと思うんやけど、ある部分ではないし、ある部分ではなるという、そういうところも出てくるやに思うんやけれど、そういう危惧ってないやろうかね。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

おっしゃるとおりで、トラック業界さんも先ほどのように地域の子供たちの交通安全を守るような活動をやろうということであれば、これは減免の対象になるということですが、先ほど申し上げましたように、その業界さんが自分たちが運転するために安全の講習をするというような、要するに自分の本来の目的である営業の目的に対するものについては、その対象にはならないということで、団体さんによっても減免する場合としない場合という場合と、使える場合と使えない場合と、こういう形に分かれてくるというふうに思っていますので、ある意味、ケース・バイ・ケースということになるかと思えます。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

この条例の一番の根本なんやけど、行政ができない部分、あるいはそれを市民が担うということを活発化させていくための仕組みづくりというふうに理解すると、例えば、業界がみずからの交通安全のためと銘打つのを少し方向性を変えて、本来、四日市市が交通安

全、市民の命、財産を守るための交通安全施策を俺たちが少し担っていこうよという方針に変えたとき、それはどうなりますか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

トラックを運転するときの安全講習というものに限定されれば、それはだめですが、市全体の安全講習をやろうと、それは、ある意味、市との協働になるのかもわかりませんが、そういうことになれば、それは話し合いの中でその中身によってこれの対象になるというふうには理解はできます。

ただ、センターについては、それが全市的な話ではなくて、ここにはあくまでも所管区域の地域社会づくりの活動、行事に使用する場合ということがありますので、減免の場合は、そういったところの費用が全市的なものをそのセンターでというのは少しまた議論はしないといけないというふうに思っております。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

このセンター条例は、ここで特出しして、なお、とつけるよりも、これはやっぱりさまざまな課題等が出てくる可能性があるので、ここで特出ししてうたわんほうがスムーズかなというような気がするんですが、いかがでしょうかね。

○ 樋口博己委員長

小林委員、また、笹岡委員からもう少しシンプルにしたほうがいいんじゃないかというようなご意見いただきました。

○ 中森慎二委員

この第14条の目的は、基本的にその活動拠点の整備ということですよ。そうすると、どうしても、なお、地区市民センターの使用についてはというところはないほうがいいんじゃないのかなという思いをします。

特に、例えば市民活動団体は行事、イベント的なもので市民センターを使うというのは、それはあり得ると思うんですが、これは恒常的な拠点として市民センターを使うということに対する定義の部分にかかわってくるので、今、自治会さんが団体事務局として市民セ

ンターを使っているというものの定義を、もう少し、ある意味、違う角度から深めて、そのこの団体事務局、例えば三重でいえばスポーツクラブさんさんなんかも入っているわけですよ。そういう意味では、地区の団体事務局がそういう受け皿の一つになっていることは事実だと思うんですよ。

将来的にはそういう部分にも自治会だとか、スポーツクラブだとか、地区社協さん以外のそういう市民活動団体が合流できるような受け皿も僕は本当に必要なのかもわからんと思うし、ただ、そうなると人件費の問題、どう分担するのかと、いろんな課題もちろんあるんですよ。あるけれども、そのこのところまで踏み込んだ整理ができていない段階においては、まだここまで触らないほうがいいのかないかなというふうに思うんですよ。

ですから、逆に既存の公共施設等の活用を検討する必要があります、でもうとどめておいたほうがいいのかないかなという気はするんですよ。ただ、将来、やっぱり市民センターで団体事務局をどういうふうな形でいろんな各種市民活動団体が相乗りをしていけるのかということも僕は課題だと思っているんですけども、ですから、この市民センタ一条例の第7条も、これはどちらかというイベント利用なんかのときの適用に近いのかなというイメージがあるので、ただ、このこのところはちょっと外したほうがいいのかないかなという気が私します。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

○ 芳野正英委員

私が前回言わせていただいて、そのときの意味は、この第7条で市民団体が減免をということではなくて、今の現状として、地区市民センターも活動拠点ですよと、地縁団体にとっては活動拠点ですねということ認識をしてもらいたいなという意味で話をさせていただいたので、むしろ、この条例の話をするのではなくて、その前の段落の、現在、市民活動団体の活動を支える施設としてなやプラザや地区市民センターがありますがとか、そういうことなのかなという僕は認識を持っておったんですよ。

何でかという、地区市民センターの再編の議論がありましたけど、その中で公民館としての役割というのはやっぱり各地区に必要で、それはなぜかといったら、各地縁団体の活動拠点になっているからというところなので、そういう地区市民センターの中での公民

館業務というのはやっぱり残していくという部分での記載をしてもらえればなということ
を意図して前回は発言をさせていただいたので、ご一考いただければなと思います。

○ 樋口博己委員長

公民館という捉え方ですね。

○ 芳野正英委員

もともと市民センター、そういうものですから、行政の窓口と公民館を合わせた業務。

○ 川村高司委員

先ほど小林委員のほうからもお話がありましたけど、この中部地区市民センター管轄内
というのは5連合が一緒になっていまして、なやプラザに近いエリアであるとか、中部地
区市民センターに近いエリアは、そこを利活用がしやすいでしょうけれども、人口集中し
ますし、それだけ組織も団体も多いでしょうし、けれども、それだけの公的な施設とい
うと既存施設はない。

その中で、この活動の拠点というのは、施設の充実を図るといって、青天井にいったら
とんでもないことに、中心市街地は特になりかねないというか。現状、自分が住んでい
るのでよくわかるのは、例えば浜田地区でいっても、PTA、育成会、浜田キューティート
ワラズとか、少年野球とか、いろんな団体があるんですよね。じゃ、活動をどうしてい
るかという、小学校のコミュニティールーム借りてやって、その印刷とかは、PTAは
PTAで印刷機を買って、その辺の区分けはしましよよということをやっている中で、
育成会が諏訪太鼓を子供たちいろいろやっているんですけど、それもNPOなりしてやっ
たらいろんな助成が受けられるようになって、事務所も、もう、年中やっていますからね。
そういう恒久的な場所をこの条例を立てにといったら語弊あるんですけど、環境整備はど
ういう優先順位でやってもらえるのかとかという、また違った議論を勃発しかねないの
かなというふうに。

だから、議論は絶対必要で、もしこうなったら、その結果、どういう影響を及ぼすか
というのをきちっと想定した上でやっていかないと、場当たりにやってしまったら、また
その後づけの行程のほうがもっと大変になってくるので、想像力を働かせて、こういうケ
ースの場合はこうなんだというところもある程度、逆にいうと、今、四日市市内でこうい

う市民活動と言われている団体が分母がどれだけあって、その活動拠点を用意してあげようとするならば、これぐらいのことは必要なだけけれども、現実的に考えると、これは無理なのでというようなところまである程度はわかった上で議論を進めていかないと、現状は知りませんよと、ルールだけこう決めました、あとは現場でお任せしますという形ではちょっと怖いかなというような、意見です。

○ 芳野正英委員

全般的に川村さんの議論の中であるのが、立法作業と個々の予算の議論は違うということなんです。だから、川村さんがおっしゃる部分もあるんですけど、それは個々に出てきた議論の予算案で議論すればいい話で、ここの立法作業というのは、総じてどこまでカバーできるかという議論をしていけばいい話なので、この条文の文言でどこが担保されるか。それはこの拠点の補助の解説の部分でどこまで盛り込むかということなので、私も例えばなやプラザのようなものをもう一つつくれとか、そういう話はしていませんよね。今の拠点として市民活動がありますと。市民センターも同じように地縁団体としての活動拠点ですということの認識をここに踏まえたらどうですかということなので、どんどんどんどん、さっきも言ったように、青天井に市民活動センターをつくれというふうなことは、この解説にも盛り込まれてもいないですし、そこはちょっと区分けして考えたほうがいいのかなという。

いろいろ想像を働かせるというんなことが想定されるかもしれませんが、そこはこの解説に盛り込んである部分の逸脱で抑えることもできると思うので、そこはここまで書いていないですねと、当時、この条例をつくったときにそこまでは想定していませんよねと、切って切ることのできるの、あんまりそこをそう広げていかずに、まず、この文言の中に何をを入れるかということの議論のほうがいいのかと思うんですけどね。

○ 川村高司委員

ちょっと難しい立法どうのこうの政治的ところが私はよくわからないのであれなんですけど、ここに会議資料作成のための事務用機器の設置等という文言がかなり具体的な表現というか、活動における一部の、本来、そういうところは自分たちの財力でやってみましょうというふうに活動をしているのが当たり前であって、公共のものを勝手にというのはやめましょうねとか、やめましょうとか、そういうのはちゃんと意識して

活動しているところで、それをここで積極的に環境整備に取り組むものという解説をすることによって、その定義づけが理解してもらえるのかどうか、現場のほうで。

だから、読み方変えると、自由に使ってもいいですよのような解釈でもいいということですかね、これ。

○ 芳野正英委員

この活動拠点の整備のときに、個々の1個1個のNPOの活動拠点まで整備しようというのじゃなくて、NPOなら今のところ市民活動、なやプラザが一番多いですし、例えば地区市民センターの中でも団体事務局があって、その例えば電気代とかを、じゃ、自治会とか団体事務局、利用する団体に請求をしていないですよ。

これは何でかといったら、そもそも地縁団体に対しても活動の拠点として整備して提供しているからだと思うんですよ。そういうところをここで保障しているということやと思うので、その事務用機器を、じゃ、全てのNPOに配布せよとか、そういう議論は誰もしていないわけですよ。それを別にここから読み解くというのは、それは逸脱だと思うし、そこはある程度市の予算の縛りというのがあるので、そういう要求をされたとしても、それははねのけることはできるので、だから、そこは行政としての一定の枠があるので、総じての話をどうここに盛り込むかということだと思うので、今のままやと重箱つつきみたいな議論になってしまうので、もう少し広く見られたほうがいいかなと思うんですけど。

○ 笹岡秀太郎委員

ちょっと今の意見で心配になったので確認するけど、地域団体事務局というのがもしあるとすると、地域の地縁団体さんが活用したり利用したりしてお互いにやっていますよね。そこへNPOの団体が入っていてもいいよという意味ですか。

○ 芳野正英委員

これ、その地域によると思うんですけど、例えばですけど、団体事務局の中にNPOが入っている場合がある可能性もありますよね。それは、今、地縁団体とNPOが非常に四日市の場合は密接になっていて、地縁団体がNPOをつくる場合もあって、そうすると入ってきている場合もあるのかなというふうな気がするんですよ。だから、そういう部分で団体事務局の皆さんが認めれば、そういうのが入ってくる可能性はあるんじゃないかな

と思いますけどね。

○ 笹岡秀太郎委員

念のために、現状をちょっと理事者に聞いてよろしいか。

いわゆる地区市民センター内において、地縁団体さんが活用なさっている団体事務局をNPOの団体が利用しているという実例がもしあれば。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

ちょっと詳しい資料を持っていないので明確にどこの地区でどこの団体が入っているとかちょっと申し上げられませんが、基本的にはその地域の団体が、NPO団体が団体事務局の設置要綱の中に入っているところはあるというふうには理解をしておりますが、具体的に、ちょっと今、資料がないので、どこのところにどういうところが入っているというのは申し上げられない、申しわけないですが。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、例えばその道があるとするならば、多くの団体がこれからそれを活用していきたいとなったときにどういうことが想定されるやろう。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

これ、私の私見で申しわけございませんが、基本的にはフリーになるということになると、権利として団体事務局にきょう入れるという話になると非常に問題が出てくるのかな。やっぱり、今ある地縁団体よりも、これまでずっと培ってきて団体事務局に入って構成されてきていますので、やはり少なくともその団体事務局の構成する団体が、そのNPOが入ってもいいよというような、特にそのNPOがその地域、センターが所管する区域の事業をやるんだからということで合意をされれば、そういったことも考えられると思いますが、それもなしに、ただ単に団体事務局へこれは権利であるから入ると言うようなことになると非常に危惧をされるというふうには考えております。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

仕組みはじっくり、ちょっと、これ、考えていかんと混乱するなというイメージで受け取ったけど、それでええかな。

○ 小林博次委員

団体事務局って何。僕、あんまりようわからんのやけど、市民活動しようと思ったら邪魔されたので、団体事務局かなと思ってたけど、話聞いていると違うわけや。だから、実態がちょっとわからんので、団体事務局はどうやって、どんな人たちで構成して、どういうふうに役員が選ばれて、そういう資料があったらください。

ここの議論の中でその辺は余分な議論になっていないかと思うんやけど、例えば、ここでは頭の中にあったのは、市民センターが活動の拠点になるかなと。バリアフリー化されていないところもあるし、使い勝手の悪いところもあるな。だから、そんな施設なんかは充実が図られるのかなというふうに単純に理解はしておったんやけど、論議していくとだんだん奥が深くなってきて、なかなか大変やなというふうに思い始めたので、ちょっとさっぱりと整理をし直してもらうのがええのかなと。

団体事務局。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

団体事務局の設置要綱というのはございますが、基本的にこれは市側が所有ということではございませんので、団体事務局のほうから取り寄せるという形になりますので、少しちょっとお時間を頂戴したいなというふうに思うんですが。

○ 小林博次委員

団体事務局ってそもそも何なん、それは。市民センターを自由に使える団体になるの。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

団体事務局につきましては、センターの一部を行政財産目的外使用ということでお貸しをさせていただいて、その中で事務局として運営をさせていただいておりますので、センター全体を自由に使えるということではございません。

○ 小林博次委員

そういう質問じゃなくて、何なのと、団体事務局。地縁団体の団体事務局、何。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

これは、各地区にその団体事務局を構成する団体というものは、いろいろ地区によって違ってありますが、構成する団体がいろんな事業をやったりとか、予算、決算するようなところに、その事務を行うための事務局を置いているということで、構成する団体というのは各地区でそれぞれ違っているということです。

○ 小林博次委員

だから、それがよくわからんから質問しているわけ。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

各地域、センターの所管する区域で活動する地縁団体、自治会、いろんな団体があると思いますが、そんな団体が、かつては地域社会づくりの担当職員がセンターにいて、そのところで、例えば、その職員が各自治会等の連合自治会とか、そういったものの支援をしていた時代から、平成15年当時から個々でそれぞれの団体さんに自分たちでやってもらおうということで団体事務局というものを設置して、事務局員さんを置いてそういった会計処理とかをやってくるような団体の場所にしたということで、そこへ私どもとしてはそのような補助金を出しているというような事務をやるところが団体事務局だというふうに思っております。

○ 小林博次委員

団体事務局というのはさまざまなその地区の団体が寄ってできた団体という理解なのかね。

○ 樋口博己委員長

その辺、少し整理させていただいてもよろしいでしょうか。次回、資料としてでよろしいでしょうか。

○ 中森慎二委員

文言のことで、芳野さんが言われている趣旨は私もよく理解するので、現実として市民活動団体、地縁団体も含めて、今の活動拠点というのは市民活動センターなやプラザと地区市民センターが実情ではないかと、このことを抑えるべきじゃないかということだと思うんですね、とりあえず。

そういう意味でいくと、ここの解説も、現在、市民活動団体の活動を支えている施設として市民活動センターなやプラザや地区市民センターがありますが、さらに地域におけるまちづくり活動の支援も大切であることから、既存の公共施設などの活用を検討する必要がありますと、これでとめておけばいいのではないのかなと。

もちろん、地区市民センターの団体事務局もスペース的にはそんなに潤沢なところにいるわけじゃなくて、限られたスペースなので、そこに言ったところどんどん入れるのかといたら、そういうことでは現実ないわけだし、活動団体の活動域が市全体であれば、当然、なやプラザのほうがメリットあるかもわからないし、その地域の中に入っていくのであれば、その地域の地縁団体のいる市民活動団体との競合がうまくできるかどうかということも要件としてあると思うし、その上で、やっぱりちょっと行政はしっかりしていただかないと、この市民活動団体、団体事務局の市民センター利用における位置づけというものが、小林委員おっしゃったような部分も含めて、もう少しちょっと整理をしていく必要があるのではないかというのは課題としてはあると思うんやわね。

でないと、手を上げたところがだめでしたということになったときに、じゃ、それはどういうことで整理できるのかということがないと、地縁団体の人たちにとってもつらい話になってしまうし、新たに地域で市民活動を立ち上げて、ぜひ活動拠点をここに置きたいんだという思いとうまく合わない部分も出てくるかもわからないし、ただ、これは個体の活動が全てがそこに集まるという話じゃないので、さまざまなケースがあると思うんだけど、従来の市民センターを使っていた団体事務局以外の方々もそういうニーズがあるとする、受けとめ側のほうでやっぱり少し整理をしていく必要があるのかなと、今まで以上にね。それはちょっと考えてもらう必要あるかと思います。

条文の解説もそこでいいのではないのかな。

○ 前田市民文化部長

ご指摘の点について、やはり地区市民センターが地域の拠点として、いろんな歴史的背景を踏まえて、地域のために貢献すると、そういういろんな人々が集って活動する拠点に

やっぱり進化していくと、そういうご指摘だと思います。今までの地縁団体の方々がいろいろ担ってきたということも十分に踏まえつつも、これから新しく担われたいという、そういうグループが今後ふえてくると。そういう中で、どういうふうな受けとめ方をしてやっていくのは、まさに一つ大きな課題になってくると思いますので、このあたりについては市民文化部でもやっぱりきちっと一遍整理をするということを進めてまいりたいというふうに思っております。

○ 芳野正英委員

資料というか、もし整理をしてもらうときに、ここにもあるような事務用機器なんですけど、僕の理解では、団体事務局の事務用機器も団体事務局が契約をしてリース料とか払っていると思う、紙代とかも何か、そういう認識でおったので、そういう事務用機器がどういう整理をしているかという部分と、さっきも電気代という話をしましたけど、そういう経費なんかは、逆にいうと請求はされていないのかなと思うんです。

それはそれでいいと思うんですけど、その辺の整理がどうなっているかと、なやプラザも別にあれ、NPOが無償で使うわけじゃなくて、あれもなやプラザが契約をして、利用者にお金を取ってたしかコピーをさせていると思うので、その辺をちょっと整理してもらって、資料でまたいただければと思うんですけど、逐条解説でもあるような設置というの、無償で使わせろということを書いているわけじゃないですよ。

だから、川村さんおっしゃるように、どんどんどんどんただでいろんなものを取り寄せようというんじゃなくて、それを整備することも必要かもしれないので、ここはパラレルに考えて、なやプラザが設置の部分でリース料を例えば補助で出す。だったら団体事務局の部分も、今までも自治会に市からお金を出して、市が自治会にお金出して、自治会は団体事務局の運営費みたいなのをいろんな団体からもらって、その運営費で多分活動していると思うんですけど、そういう部分も一遍整理して、例えば事務用機器の必要性があるんだったら、その設置の補助は市から直接出してもいいし、その辺は一遍議論して整備してもいいのかなど。これ、財政支援にもつながる議論かなと思うんですけど。

○ 樋口博己委員長

その辺のところも整理いただいて。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

団体事務局の事務用品等については整理をさせていただきますが、いろいろ流れの中で買われたところがあれば、センターの古を使われたとか、リースをされているとか、いろいろございますので、一度確認させていただいて、資料にできるものは資料にさせていただいて提出をさせていただきたいと思う。設置要綱のほうもあわせて提出をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 山本里香委員

今まで長く論議をされてきた中で、またここでなっているんだと思うんですけど、地区市民センターを市民団体、NPO等が使うということももちろん想定の中に、小さな地域に物すごく特化したものもあれば、二つの地域をまたぐとか、あと、課題別とか、全体的なものもあると思うので、もちろん、今、言われたように、センターの今の利用の状況なども整理をしてもらって確認をしてからのことも大切だと思うんですけど、先ほどから出ているなやのセンターの内容は、出始めたとき、始まったときに比べて、私は市民団体の方は使いにくくなっていると思うんです。

そういうことを考えたときに、機材が置いてあって、何がしかのお金を、多少の利用料を払うことでいろいろなパソコンや、それから印刷機や紙折機、ああいうのが使える場所があるということはとても大事なことで、それこそ、青天井になってはいけないというのはもちろんありますけれども、なやのセンターのような状況が市内に3カ所ぐらいとかあること、大きくなくてもいいんですけど、それは貸し室だけじゃなくて、予約をすることにはなると思うけど、広いところで会議だけちょっとさせてもらえるような、あと、作業ができるようなということがベースとして用意をされていくことが、例えば第14条にうたわなくちゃいけないことなんだと思うんです。

津のアストなんか行ったら、すごく使い勝手がいいですよ。津市のものですけども。四日市のなやプラザをもうちょっと大きくしたような形で、拠点というのがそこで常時活動するという人たちもあるけれども、会議のときに、ふだんは個別の事務局なんかでおっても、会議のときにちょっと人が集まって、ちょっと話をしたい。それが部屋代を出してまでするような、そんなものでもない、あと、そこで作業をしたいというエリアを、自由に使えるエリアをいつも用意をしておくということが市民活動を活性化する大きなも

とになっていくと思うので、青天井の話もありますけれども、特定に余り凝縮しないでかかれるほうがいいと思います。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

○ 豊田政典委員

何か整理してもらおうと思うんですけども、今の解説の案が3つ段落があって、我々が当たり前だと思っていることが明確に書いていないようなところが幾つかあると思うんですよ。例えば、1段落目については、個別団体の支援ではない、拠点ではないということは共通認識でありますけど、これを読んだ人は、先ほど指摘があったように、そうしたら、うちのところの事務用機器は用意してもらえるのかと読みかねないので、そこをまずはっきりしたほうがいいんじゃないかなと。個別の拠点ではないよということで。そうじゃなくて、団体間の情報交換とか連携とかであったり、貸し部屋であったりというところ。

それから、2段落目のなやプラザの話というのは、現状はNPOの話ですよ。地縁団体利用するというのはほとんどないと思うんですけど、だから、現状、支える施設としてなやプラザがあるよというのは、NPOですよ。NPOがなやプラザ。

3段落目の市民センターは、いろいろあるにしても地縁団体ですよ、地縁団体がただになっていると。という現状の説明をもうちょっとわかりやすくして、その上でセンターもNPOに無料開放していくのかどうかというようなところは議論のあるところなんだから上手に書いてもらおうと。

なやプラザの2段落目はもう少し書くにしてもよくわからないですけど、第2なやプラザをつくるというところまで議論がないのであれば、何て書くのかなと思ったり。また、地区市民センターに団体事務局、さっき資料請求ありましたのではっきりすると思いますが、団体事務局もこれでいいのか。もっと充実だということをこの条文が言っているのであれば、そういう方向で書かなきゃいけないし、現状の整理と現状をもっとはっきりさせて方向性、条文の目指しているところはどこなのかというところを上手に整理してほしいなど。誤解のないように、個別ではない。

○ 芳野正英委員

先ほどの豊田委員のご指摘の個別でないという部分は私もその認識でおるし、加納さんもそれを説明しましたが、そう読み取れない方もいると思うので、そこは想定を書いてもらうといいのかなというふうには思います。なやプラザは1点、これは市民の方にどこまで説明するかですけど、NPOの拠点でもあるけれども、あそこは港地区の社協も活用していて、体育館は、あれ、港地区の社協のものですから、申し込みする場合は港地区の社協に行って申し込みをするというところでもあるので、実を言うと、地縁団体の拠点地域でもあると。校舎も調理室は社協のものなんですよ。ただ、あそこは一つ、NPOの拠点だけじゃないということを書いたかったんです。

○ 樋口博己委員長

市民活動団体の代表的な施設というようなことですかね。わかりました。

さまざまなご意見いただきながらであります。おおむね皆さんのお考えの方向性なり、意図するところはずれはないかなと思っておりますので、この議論を踏まえて、少し改めてこれを宿題とさせていただいてまとめさせていただきたいと思います。理事者のほうでの資料作成もごございますので、資料とあわせて次回にご提示をさせていただくということでもよろしいでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

資料請求してもよろしい。

○ 樋口博己委員長

はい、どうぞ。

○ 笹岡秀太郎委員

今の議論の中で、各地にいろんな公民館ありますよね。町内でいろいろブロックだったり、集会所。それもこれに当てはまってくるかなという気がするんです。集会所は各所によって恐らく細則というか、使用規定というのか、決まっているかと思いますが、基本的に行政が資金援助をして建てている公共施設というふうな理解で私はいいと思うんですけど、その辺の使用規定とか、集会所の、何か行政で決めているものがあつたら念のため、ちょっと参考に出しておいてもらえませんか。例えば、そこに地域のNPOの団体が、地域

を主体とするところがあそこを使いたいと、事務機器等、会議等の施設を充実してくれと
したときに、行政にそれが責務が出てくるかどうかというあたりも確認しておきたい。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

集会所は、380ぐらいしか市内全域にあるんですが、あくまでも、集会所につきまし
ては自治会がみずから規則とかつくって運営をされていておりますので、補助金、その
うちのどれぐらい出しているかというのもございますが、一度、これについては自治会の
ほうのご理解をいただいて、どれぐらい、全部出せと言われると非常に困るんですが、そ
の中でピックアップして、ご理解いただいた自治会から参考としてお出しただけのやつ
であれば、私のほうからお願いをして出させていただくのでご理解、それぐらいのレベル
でということ、全てを出せと言われると非常に私どもなかなかやりにくいものですか
ら、申しわけございません。

○ 笹岡秀太郎委員

全てじゃなくて一部で結構ですから、例えばここでもし解説でうたうように、環境整備
に取り組むという、行政側に縛りをかけた場合、要望が出たときにそれが本当に可能なの
かどうかというあたりがちょっと危惧されるのでということです。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

一部、抽出させていただいて、出していただけたところのご理解をいただいた部分につ
いて出させていたいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員長

今、笹岡委員から一つ投げかけがございましたが、この条例の中で集会所というのは皆
さんの意識の中で想定されていましてか、想定されています。されておるといいます
ね。

○ 芳野正英委員

そこまで言うとは批判されるかなと思って、実は僕言っていなかったんですけど、僕は笹

岡委員と同じように、本来なら公民館も入れるべきやと思っています。そりゃ違うやろうと言われるかなと思ったもんで言わなかったんですけど、笹岡委員のほうからそういう指摘があるんだったら、乗っちゃえと思って私はナイスと思っておったんですけどね。やっぱり補助を出して整備をしているという部分でいうと拠点の整備に入ってくるし、逆に言うと、今後、補助がなくなるという場合になったときの一つの根拠にこれになるのかなと。建設補助をなくすなという議論に持っていきやすいかなと僕は思っているんですけどね。条例の文言があることで、その建設補助の補助金がなくなることをとめることができるかなというふうな思いは持っていました。

○ 樋口博己委員長

芳野委員に一つお伺いしたいんですが、それはその集会所を利用するのが地域の自治会ということで想定をされてみえるのか、その地域の集会所を管理する自治会に対して、NPO法人がアプローチをしてお借りするということまで想定してみえるのか。

○ 芳野正英委員

そのときに、要は補助ですから、全額をあれは市が出しているわけではなくて、自治会費から出していますよね。だからこそ、地縁団体は無償で使えるし、NPOであったり、もしくは民間の方でも、例えば公文の教室に使ったりしていますけど、それはもちろん賃借料を払っている。それは一定の整理があっても当然だと思うので、私は地縁団体が主ですけど、地縁団体の活動拠点だという認識です。そこにNPOが入る場合も、地縁団体と全く同等の扱いではないということは一つの整理かなと思います。当然の帰結かなと思うので、この市民センターの部分でもそうなんですけど、僕はそのNPOが何でも無料ではんばん使えるというわけではなくて、やっぱりそこら辺の差はあるのかなと思っているので、建設の経緯とかを考えますとね。

○ 樋口博己委員長

わかりました。

○ 川村高司委員

資料として、集会所の何か定義づけが明文化されているものがあるのであれば、参考ま

でにちょっと教えていただきたいというのが1点と、例えば、あと、大瀬古ですと、市営住宅新築したときに、150㎡ぐらいの集会所を二つ、150、150ぐらいで立派なやつをつくったんですけど、資金というか、どういう形になっているのか。その使用はその地縁団体に限定されるものなのかどうかとか、ちょっとその辺も教えていただければと思います。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

大瀬古新町については、今、要綱ございませんので、明確なことはお答えできないんですが、基本的には集会所は自治会の方が自己負担で市の補助金を受けて建てたやつと、あと、開発行為で、大規模開発、大きな開発の場合は、一応、これはケース・バイ・ケースではあるんですけど、50戸以上の場合は集会所をつくってくださいよという私どものほうのお願いがございまして、それで建てられた集会所もございます。

先ほど言いましたように、大瀬古新町市営住宅なんかですと、もうその開発基準に基づいた中で集会所を建てているということで、これ、ちょっと、今、調べないとその市営住宅がその集会所を管理、どういう基準でやっているのかとわかりませんので調べさせていただきたいと思いますが、そういったいろんな建て方がございますので、一概に地元だけが負担してやっているやつもあればそうでないやつもあるということで、いろいろ事情、例えば区画整理で建てたやつもあったりとかしますので、少しそのパターンによって、それは取り寄せてみないとその中身がちょっとわかりませんので、それも含めて、できる限り資料として集めたいなというふうに思います。

○ 樋口博己委員長

それでは、資料をお願いしたいと思います。

第14条におきましては、中森委員から具体的なご提案もありまして、シンプルなほうがいいというようなご提案もございました。豊田委員からも少し内容、この三つの内容を整理してというようなご発言もございましたので、逐条解説の文につきましては、そのような意向で改めてつくらせていただきたいと思います。

さまざまな資料請求ございましたので、その資料をもとに改めて少しこの委員会の中で議論を重ねて整理した共通認識の上で文言としてはシンプルに書いていくというような方向性で整理をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、1時間以上たちましたので、20分まで休憩をさせていただきたいと思います。

11:10 休憩

11:20 再開

○ 樋口博己委員長

それでは、時間となりましたので、委員会を再開したいと思います。

先ほど小林委員から第14条に関して2案ぐらいつくったらどうだというご意見もいただきましたので、これも参考に少し検討させていただきたいと思います。

それでは、第14条は本日の議論はこの程度でおさめますが、もし、それ以外でご意見あれば。もしなければ先回の続きで第12条から、第12条、第13条、第14条は飛ばして第15条と、このようにご意見を賜りたいと思いますが、第12条に進んでいってもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口博己委員長

それでは、第12条以下のところでご意見を頂戴したいと思います。この資料はどのタイミングで説明させて……。このタイミングで説明させてもらったほうがいいのか。

そうしたら、済みません、資料3、4、5を出していただいていますので、この辺のところの説明を理事者のほうでお願いできますでしょうか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

まず、資料3でございます。

A3の、これにつきましては、中森委員のほうから頂戴いたしました他市の財政支援制度の財源と、あるいは、要するに市民活動に対する財政支援以外の支援制度というのはどんなものがあるかということで、他市の状況を確認させていただいたものでございまして、まず、基金の有無につきましては、ここがございます、柏市、福井市、豊橋市、一宮市、豊中市と、この五つが紹介させていただいた中で基金を持っているということで、その基金の一つ、財源というものはどういったものになっているかというのは、積立金のところ

を見ていただきますと、あと、千葉市、豊橋市なんかは一般財源と寄附金をその財源に充てているということでございまして、福井市につきましては、寄附金だけを充てているということでございます。

それで、その基金につきまして、どのような形で活動、補助金としてその基金を使っているかどうかにつきましては、柏市は基金から繰り入れて財源に使っている。それと、福井市におきましても、同じく基金から繰り入れて使っていると、豊橋市もそうですし、豊中市もそういう形になっております。

一方、それ以外の一宮市におきましては、基金から繰り入れているのではなくて一般財源で使っているという形になっておるとい、こういった状況でございます。

それと、財政支援以外の支援制度について何があるかということにつきましては、一つには豊橋市、豊田市、一宮市、豊中市、高知市と、こういったところについては、市民活動の要するコーディネーター、人材を育成するような講座なんかを市のほうでやっているということがございます。それともう一つは、豊橋市、岡崎市なんかは市民活動総合保険、これ、四日市市もございしますが、市民活動総合保険なんかで支援をしているということと、それ以外のところ、全てにおいては市民活動センターというものは開設をしているというような状況でございました。

ちょっと時間がございませんでしたので、少しこういった雑駁な調査になって恐縮でございますが、説明は以上でございます。

○ 樋口博己委員長

どうぞ。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

続きまして、資料4、5でございます。

これは笹岡委員のほうから協働委託事業、平成25年度、各市民団体の方から提案を受けて、市と協働して委託事業を提案制度として、これはモデル的に、パイロット的に、試行的にやらせていただいたものでございまして、その提案があった団体につきましては、資料5の1から7の団体から提案がございまして、実際に私どもで精査した中で市からの委託内容ということで、ここに記載のとおり、この金額で委託をさせていただいておるとい、ということでございます。

説明は以上でございます。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

資料に関してご質疑ございましたら。

○ 笹岡秀太郎委員

資料ありがとうございました。

それで、今回、パイロット的な事業ということで、当然ながら、この事業が市民活動にどのように、行政のパイロット事業が影響していくかというあたりの評価といったらおかしいですが、最終的な答えがどこかで出ると思うんやけど、当然ながら、この7団体の事業が終わってからと、こういうことになると思うんだけど、今の段階でこの7団体参加されて、当初、目指した趣旨と7団体の全体の出てきたところで、今の時点でどのように感じられておるかというのを伺いたいなど。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

これは私ども内部、市民文化部で議論をしているわけではございませんので、私の私的な考え方で申しわけございませんが、今回、出てきたやつについては、この委託金額はこういう金額になっていますが、実際はもう少し団体からは大きな金額が出てきていると。これは、どちらかといいますと、今までの個性あるまちづくり補助金のような考え方で、全てのやつが補助対象になるような雰囲気が出てきていましたので、そういったことが1点あるというのは、私どもはこれの徹底、要するに私どもの制度の趣旨を徹底して説明し切れなかった部分でそういうふうになったのかなと、ちょっと少し課題にあるというのが一つでございます。

それと、協働委託事業の趣旨につきましては、あくまでも提案、全体のプレゼンとかそういうのは私ども市民文化部の市民生活課で上がりますが、本来であれば、それぞれ各所管をする、担当する部署がそういったものを委託事業として、今後は上げていっていただけるような、委託事業になるようであればいいのかなというふうにいるいろいろ調整なんかをしておりますけれども、なかなかすぐに原課の方針と提案してきた事業内容が一致するというところまでいかない部分もございますので、なかなか今回についてはそういった協議、

要するに提案事業と原課との方針を協議するには少し時間をとらないと短期間ではなかなか難しいかなという課題を感じております。

それと、もう一方は、この中で本当にこれが委託事業に、今後引き続いてずっと委託事業でやっていけるのかどうかということも、原課と少しほかの制度に巻きかえていかないといけないものもあるのではないかなということも含めて、やっぱり原課ときちんと今回のこれを検証する中でやっていかないといけないというようなことの課題を、今、感じているところでございます。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

わかりました。

ある程度、課題等も抽出していただいているのかなと思いますので、その辺また何かの形で我々に出してもらえるとというふうに理解してよろしいんですか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

このことにつきましては、当然のことでございますが、所管する産業生活常任委員会はもとより、議員の皆さんにも検証結果というのをお示しをさせていく機会を持ちたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

今回、こういうモデル事業ですから、深く追求することは別段避けるとしても、金額の設定が委託料としては50万円までの規模ということになると、非常に狭い範囲の事業が想定されるんやけど、その辺ちょっともう少し広げてもよかったのかなという気はするんですが、感想だけ言っておきます。もし、何かあれば。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

私どもも応募する時間が少し遅かったということと、事業を実施する期間も短かったということで、なかなか幅広く事業が大きくできないのかなということで、かなり絞った形で委託をさせていただきましたので、金額的にはかなりちょっと押さえさせていただいた

ことというのはございますので、これは当然、50万円という広くやっていただくのは本意でございますので、もう少し早くから進められるように提案制度のあり方も含めて見直していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員長

そうしましたら、資料3のほうは今から財政的支援もテーマとなってまいりますので、またその中でもご議論いただければと思います。

そうしましたら、第12条の市民協働促進委員会、第13条の団体等の届出制度、そして、第14条は飛ばしまして、第15条の財政的支援と、このあたりがもう一つの山となってまいりますので、この点についてご意見を賜ればと思っております。

財政的支援におきまして、前回、A3横の他市の財政支援制度という資料を出させていただいておりますが、これも参考にいただきながらご議論いただければと思います。

ご意見のある方は挙手にてお願いしたいと思いますが、あれでしたら、第15条まで限らず、第16条以下はそれほどこの委員会の中でも差異はないと思っておりますが、情報公開、条例の見直し、委任とありますので、もしここでもご意見があればいただきたいと思いますが。

財政とくくりましたが、なしというご意見もありましたので、全部含めてご意見あればと思います。

○ 豊田政典委員

今、逐条解説やっていて、もうやがて区切りになると思うんですけど、ちょっと皆さんに提案があるんですけど。

○ 樋口博己委員長

豊田委員、今後の進め方という提案ですね。

どうぞ。

○ 豊田政典委員

先日、政友クラブでも話をして説明したんです。だけど、やっぱり一番わかりにくいと

というのが、そうしたら、条例ができたなら何がどうなっていくんだ、どう変わるんだというところがわかりにくいよという話をしている、この委員会では、さっき芳野委員が、立法なので制度づくりについては理事者が考えればいいんだという議論、今までもありましたよね。果たしてそうなのかというところもかかわるんですけど、条例づくりが目的なのか、仕組みづくりが目的なのか、制度づくりが目的なのかというところをさっき考えながら、どっちかなと思いつつという疑問も持ちながら、提案としては、我々は条例をつくって具体的な制度の骨子、骨格というのはなかなか合意も難しいだろうという雰囲気もあって、あとは心を受け取ってもらって理事者に任せるとというのが今まで出てましたけれども、そうしたら、我々は大体終わっていった区切りの段階で、さて、理事者が条例できましたとなったときに、今までの議論で感じている課題であるとか、あるいは受け取ったときにどんな仕組みにしようと思っているとか、そういう一つは執行部の考えが聞きたいというのが1点。

もう一個は、会派でも出ていて、自治会を中心とした地縁団体、また、NPOを中心とした市民活動団体、実際に一番影響のある団体はこの条例案を受けて、今までの議論を受けてどう感じるのか。彼らなりに感じる課題もあるでしょうということで、意見交換なり意見を文書でもらってもいいし、手法は別にして、対象団体の方たちの意見を聞く機会をつくってほしいな、そうすべきじゃないかな。

条例をつくるだけだよというのでは余りにも同意できていない部分があるし、さて、具体的にどうなっていくのかというのがわかりにくくて、僕が前から言っているように、本当は合意できれば一番いいけど、なかなか難しいというのはよくわかります。だから、今、言った二つの点、執行部の受けとめ方、考え方、それから、対象団体の意見というのをぜひ聞いた上で終結していきたいな、そんな提案をしたいと思いますし、会派でもそんな意見でした。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

そうしたら、逐条解説ではなくて今後の進め方というご議論になっていますが、これについては豊田委員から一つの提案がございました。これに対して、いいですか。

○ 加納康樹委員

豊田さんのほうからのご提案は、それでぜひ進めていただければいいなと思います。ぜひ話も聞いていただいて、特に自治会さんだったり、遠いところからの意見聴取というのは、もう何年前だ、正確に覚えていませんが、四、五年ぐらい前にまだ議政研の時代に、私、分科会長として自治会さんのほうに説明に行って集中砲火をくらって帰ってきたという苦い経験もありますので、ぜひ、その辺のところは手順として抜かりないようにやっていったほうが、それはぜひやっていただくべきだと思います。

○ 中森慎二委員

それはそれでいいと思うんです。豊田さんおっしゃったこともそれで進めて。その前段においては、この委員会における条例文、逐条解説がこういうものなんだという前提の中で意見を聞くということでない、ここで意見が全然食い違っているものに対して例えば質問が出たときに、全然違う意見が出ているのでは、ちょっと僕はまずいのではないかなと。ここの認識はやっぱり少なくとも合っているというものを投げかけて意見をいただくというものでないと、ちょっとどうなのかなと私は思うんですが。100%きっちりというのはちょっと難しいにしても、おおむねその辺のところは意思が合っているというものがやっぱり必要じゃないのかなと思うんですが。

○ 小林博次委員

集めるというのは、自治会と衝突の例もあるので、やらないほうがいいと思っているんやわ。この条例づくりそのものは行政側が市民協働をどれぐらい認識しているかちょっとわからないところがあるので、しかしお互いが生きていく未来社会では、どうしても助け合うシステムがいるわけで、だから、そういう仕組みを、入り口をつくっていくということと、お金を出す、根拠法令持っていないと思うんやけど、この条例をつくることによってそういう資金的な根拠法令になるのかなと。それと、今までかなりの金額が地縁団体を含めて出ているわけやけど、そうでない一般のボランティア活動に余り金が出ていないからもう少し思い切った財政出動をしながら、行政をスリム化していく、ここの入り口の条例かなと思っているんやわね。

だから、これをつくった後、さらに内容を豊富化していくときに市民の皆様にお寄りいただいて、あるいは市民団体の方にお寄りいただいて、さまざまな議論をするというのは必要やと思うんやけど、それまでは混乱のほうが大きいんと違うかなと。パブリックコメ

ント程度でよしとせないかんと違うかと思うんやわね。できればいいんやけど、また混乱するだけやと。

○ 樋口博己委員長

いずれにしましても、理事者との今後の考えを確認するという、豊田委員の一つ目の項目に関しましては、これは逐条解説の段階でも意見交換しながら進めてきておりますので、大きく改めて流れが変わることはないと思っていますが、詳細については改めてこの委員会で逐条解説を確認して、ほぼこれでいいなという段階で改めて理事者とのそういった意見交換の場を持てればなと思っています。

四自連の皆さんとの意見交換は少し意見が分かれておりますので、意見交換するにしてもそのタイミング、この辺も少し意見が分かれているのかなと思っています。

○ 川村高司委員

個人的にはもう早く議論を終結させたいという思いはあるのはあるんです。あと、もう議論も尽くしたかなという感も個人的には感じていまして、これ以上の議論は、一部残っていますけれども、財政的支援が必要な市民活動団体があるということも認識はしているものの、どうしても私は基本的な部分で、最終的にどういうプロセスを経てこういう終結を迎えるのか私はちょっとイメージできていないんですけれども、意思表示として、今まで言ってきたスタンスは何ら変わってなくて、人的、物的、財政的というその支援のあり方の中で、人的支援というのはもう二重丸で、物的支援というのは丸で、財政的支援がバツだというようなスタンスでの落としどころが私の立ち位置で、それに対して議論今さらというような感もあるのはわかっていますので、ちょっとその辺の意見を持っているということだけ認識、意思表示、済みません、このタイミングでするのがいいのか、どのタイミングでするのがいいのかわからなかったの、あえてここでちょっと意見を言わせていただきました。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

今のご意見を踏まえた上で、ちょっとまだ正副では詰めてはいないんですが、私の私見というところで少し考えを述べさせていただきますと、次回が議会挟んで4月となります

ので、できれば4月の前半に、後で日程をご相談しますが、そのタイミングで改めての逐条の解説、全体的な解説を一定の合意をいただきたいと。

そして、それを改めて整理するところを整理しながら、4月の後半には豊田委員からの提案がございました、理事者との最終の詰めというか、財政的支援とかそういうのは理事者のほうに任せるといふところもありますので、その辺の確認、委員会として理事者にどの意思の疎通、確認をやりまして、当然、議員提案ですので議会基本条例に基づいて、パブコメも手続は必要となってまいります。

関係団体と意見の交換というところは少し私の中で想定しておりませんでしたので、少し皆さんでご議論いただきたいと思うんですが、パブコメも経た上で8月定例会議会で議員提案として上程いたしまして、9月末に可決をしたとすると、来年度の予算へ反映できるのかなど。また、周知期間も含めて、来年の4月1日施行スタートという形で段取り的にはいけるのかなどは思っておりました。8月定例会議会で上程、可決されると再来年度、平成27年度の予算に反映できるのかなどというふうには考えておりました。

○ 小林博次委員

施行日については、理事者に任せたらどうです。自分たちの段取りの都合もあるやろうから。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

その上で、当該団体との意見交換について、もう少しご議論いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○ 豊田政典委員

僕は提案したようにやったほうがいいと思うんですけど、議決してから文句言われるよりは、文句といたら変ですけど、誤解があるよりは、可決する前に意見聞いたほうがいいと思う。それは意見交換が一番いいのか、あるいは今の案を出して、四自連だと思うんですけど、自治会はね。から、意見を文書でもらってもいいと思うし、やり方はいろいろだと思うんですけど、だから、固める前に、可決してからではやっぱり不誠実かな、一番影響あるのは団体ですから。と思うんです。

○ 笹岡秀太郎委員

ちょっと事務局に確認させてもらってもよろしい。

○ 樋口博己委員長

どうぞ。

○ 笹岡秀太郎委員

今まで議員の提案で出した条例等で、関係団体にヒアリングとか、あるいは招聘したとか、そういう例はありますか。

○ 清水副参事兼課長補佐

市民自治基本条例のときに特別委員会で議論していただいたんですが、関係団体の方のご意見を聞くときには協議会に切りかえて行ったという例はございました。

○ 笹岡秀太郎委員

市民自治基本条例にそういう前例があるとするならば、それを、傍聴、どんな形かちょっとよくわかりませんが、いずれかの形になるか、実例があるとするならば、それになって正副委員長のほうでご判断いただいたらどうですか。

○ 小林博次委員

市民自治基本条例のときに団体の意見を伺ったということは、傍聴に来た個人の意見を、傍聴した意見としてありますかということ聞いたことはあるけど、団体の意思を聞いたことはありません。

○ 樋口博己委員長

特別委員会の当時の委員長としての発言ですね。

○ 小林博次委員

そうです。

○ 笹岡秀太郎委員

思い出してみるとそんなような、当時の委員長のお計らいで意見聴取されたと思うんです。それは委員長のご判断で非常にいい取り扱いだったと理解しています。出た意見も、その逐条していく中でかなり参考にもなったのかなということが、今、よみがえっておりますので。という感想だけ言っておきます。

○ 樋口博己委員長

わかりました。

そうしましたら、どういった形で申し添えるのかは少し正副で相談させていただきたいと思います。タイミングとしましては、やはり豊田委員からもありましたように、議決の前ということ、発言もありましたし、もう一つ、パブコメする前のほうがいいのかと思っております。そうすると、委員会で一定の合意ができて、理事者とも合意ができて、これを4月いっぱいぐらいを目途と考えておりますが、その後、パブコメの周知の期間が少し、私、具体的にはわかりませんが、そのパブコメをする前に何らかの形でそういう場を持つということを進め方としてはよろしいでしょうか。少し持ち方は改めてご提案させていただきますが。

○ 中森慎二委員

その方向でいいかと思うんですけど、一度、次回、今後の正副のスケジュール案みたいなものをちょっと提示いただいて、そのことも含めてちょっと認識をするということ。そういう関係団体との協議の場もそこに盛り込んでいただいた上での提案でしていただいたらどうなんでしょうか。

○ 樋口博己委員長

わかりました。ありがとうございます。

○ 小林博次委員

条例づくりの基本的な考え方として、例えば学者が旗を振って条例をつくる、行政が旗を振って条例をつくる、今は議会が旗を振って条例をつくるんやけど、条例づくりの作業

の中で行政側の意見が反映される、こういう処置をとってきたと思うんやわ。正副委員長打ち合わせを軸に、さらに調整されたというふうに思っているんやけど、だから、改めて行政側の同意の必要がないというふうに思う。

それから、各団体も必要なら論議の過程を傍聴に来ていただいて、その過程で意見が、もちろん委員会ではなくて休憩中、もしくは協議会に切りかえたときに意見を述べてもらうような、そんな処置が図られて条例をつくったり、でない、委員が委員会で作って、別の団体に持っていったら、そんなのあかんわと言われて、また作りかえたかって、こんなことなら委員は必要なくなってしまうんで、やっぱりやるからには責任を持ってつくる。つくったものについて説明、もしくは説得をしていく、こういう作業が後ほど理事者とタイアップしながら必要になってくるかなというふうに思うんやけど、だから、まとまったこの案どうですかという、そういう示し方というのはよくないと思って、条例のつくり方として。

だから、今後の条例のつくり方としてどうするのということを代表者会議なり、そういうあたりで意見を聞いていただいて、おまとめになるというのがいいと思うんやけどね。試しにやってみるといってもいい方法なんやけど、一つの型になってしまうと思うので、その辺、熟慮してほしいと思うんです。

以上。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

小林委員からは以前から理事者との条例づくりに対する理事者のかかわり方というのをご指導いただいております。正副の打ち合わせの中で、しっかりその辺は理事者の今の考え方、方向性もしっかりと議論させていただいて、正副案として出させていただいておりますので、この委員会で方向性がまとまったものに対して理事者と確認する場面で、方向性が変わるということはないというふうに考えております。理事者にこの部分は投げたところの詳細のところは理事者はどう処理していくんだというところの確認だと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

関係団体については、少し今のご意見を踏まえて正副で協議をさせていただきたいと思っておりますので、少し預らせていただきたいと思います。

もう、お昼になってまいりましたが、今の流れの中での進め方でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口博己委員長

そうしましたら、財政的支援のところの逐条解説のところは。

○ 森 智広委員

重たい話の後でちょっと申しわけないんですけど、この財政支援の制度の資料をA3で出していただいたんですけど、ここの最後に四日市市を入れてほしいなと思って。四日市市がどういうレベルなのかというのをちょっとまだちゃんと覚えておかなあかんなど。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

四日市市につきましては入れさせていただくとよかったんですが、この間お示しをした補助金という概念が私どもで整理し切っていませんので、あのままお示しした資料を補助金というふうに入れると、他市と金額が全然変わってくるようなことがございますので、資料として出してえらい差があるやないかと、混乱を、何やこれはということの説明し切れないまま資料としてつくと非常に問題かなと思いましたので、ここには入れさせていただいていないということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

○ 森 智広委員

財政的支援の話に入っていないのもあると思うんですけど、これを見たときにちょっと少ないなと思ったので、じゃ、意外とみんな少ないやんかという話になると、相対的な話になりますけど、参考にしたいなと思ったんですけど、今、四日市で該当するような補助金、これは補助金に一応なるんですか。110万円ぐらい、120万円ぐらいですよ、今。これ、委託なので違うんですか。

あと、例えばですけど、財政的支援以外でも各自治体が羅列していますけど、要は市民活動センターは四日市はあるわけですよ。設置しているとか、いろいろほかにも項目あるわけで、他市と比べて何が劣っているのかというのもわかっていないんですけど、ある程度の財政的支援以外、四日市はもう既に整備されていたりする状況もあるのかなとも思うので、この辺も現状ちゃんとわかっておかないと、それ、もっと最初の話なんですけど、

今、ちょっと押さえないなと思ひまして。

補助金の枠組みがわからない。この自治体にはどういふふうにお聞きしたのかがわからないですけど、全部定義が違ふ形で金額が出てきている可能性もあるのでは何ともいえないんですけど、書ける範囲で、財政的支援以外の項目等を書いていただきたいと思ひます。

○ 山下市民文化部長兼市民生活課長

確かにちょっと私ども、資料のつくり方が雑駁で、例えば柏市は、補助金500万ということになっていますが、これが全体の補助金ということではなくて、多分、単体の私どももかつてありました個性あるまちづくり補助金みたいな補助金そのままぽこんと入っておるといふことではないかなといふふうには理解をしておりますので、少しこちらの特別委員会に出させていただいた私ども市全体で市民協働を行っている資料といふのをいさせていただきまして、5億5000万と、こゝういふ金額とのそごといふのがございまして、少し本当に申しわけない資料の出し方かなと思ひますが、その辺の考え方の違ひといひますか、各市にこゝういふ全部うちと一緒のよゝなまとめ方をといふのもなかなか市全体にしてくれといふてもなかなか難しいかなといふことで、今回は担当課に対して基金を使っているものはどうかといふふうにはちょっと調査をさせていただきましたが、この中身、500万はどんなものの事業だといふふうには、これ一つなのか、それかもっとあるのかといふのだけはもう一度確認をさせてもらいたいと思ひております。

○ 樋口博己委員長

次回まで時間ありますので、少し精査した内容で資料をつくらせていただきたいと思ひます。

それでは、次回の日程ですけれども、事項書の一番下に書いてありますが、平成26年4月8日の火曜日10時、もしくは翌日の9日の水曜日10時を案として提案をさせていただきますが、どちらがよろしいでしょうか。

もしよければ、8日の火曜日でいきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。監査のほう、よかったですか。

○ 川村高司委員

大丈夫です。

○ 樋口博己委員長

それでは、次回は4月8日の火曜日10時から行いたいと思いますので、またご参集いただけますようよろしくお願いいたします。

〔次回日程は4月8日と決定する。〕

○ 樋口博己委員長

改めて、次回、第14条を含めて宿題をいただいておりますので、しっかり正副で整理させていただいてご提案させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は大変ありがとうございました。

12:00 閉議